

全国一般神奈川

発行者
 全国一般労働組合全国協議会神奈川
 横浜市中区翁町1-5-14
 新見翁ビル4F
 TEL. FAX.
 045-319-4391

沖縄の民意を全国へ!

5月16日から19日神奈川から4名で沖縄平和行進に参加しました。

2月の県民投票では、7割以上の県民が辺野古新基地建設に反対しています。そして、工事も大浦湾のサンゴ類の移植、軟弱な海底地盤の改良工事で、完成まで15年以上はかかると言われていました。また、建設費は当初予算の3千億円から8倍の2兆5千億円以上にハネ上がるそうです。多額の税金を投入



して米軍の基地建設は認められません。沖縄の基地負担は増すばかりです。

沖縄平和運動センターの仲村みお副議長は19日の県民集会で、沖縄の民意を全国に広げると力強くガンバローを三唱して集会を締めくくりました。沖縄の民意を全国に広げべく頑張りましょう。

(采山)

今回、3年ぶりに沖縄平和行進に参加。梅雨入り宣言をしたにも関わらず、比較的天候



にも恵まれ、良い行進日和でした。歩いて感じるのは、ここで昔戦争があった事。多くの人が亡くなったこと。戦争の痕跡を感じながら、今おかれては平和の意味を、また沖縄における基地があるゆえの事故が断たないこと、沖縄だけが背負っている基地負担も変わらない現状があ

る事を改めて考えさせられました。ここで感じた思いを多くの人に伝え、沖縄のこの平和とは何かを自分の言葉で、伝えていければと思います。多くの人が平和行進に参加する事で、肌で沖縄の現状を知ってもらいたいと思いました。

(生活クラブ支部・綾部)

スケジュール

- 6月12日 11時 天王洲アイル
- JAL本社前座り込み行動
- 6月12日 19時 事務所
- 神奈川合同支部会議
- 6月13日 10時30分 本部事務所
- 中央本部書記局会議
- 6月13日 11時 県労委
- 丈夫屋県労委第6回調査
- 6月13日 19時 事務所
- 県共闘幹事会
- 6月14日 15時
- オルモント団体交渉
- 6月15日 17時 厚木アミュー
- エイボン会議
- 6月16日 10時 事務所
- 機関紙発送作業
- 6月16日 14時 寿公園
- 寿労働相談
- 6月18日 19時 事務所
- 第10回担当者会議
- 6月19日 15時30分 県労委
- しらゆり歯科県労委第1回あっせん
- 6月20日 19時 事務所
- 神奈川労働相談センター総会
- 6月23日 14時 事務所
- 第9回支部代表者会議
- 沖縄平和行進報告会
- 6月25日 17時30分 横浜西口
- JAL横浜情宣
- 6月26日 16時 藤沢
- 東横イン会議
- 6月26日 18時30分 技文801
- 県共闘学習会
- 6月27日 12時 本部事務所
- 中央本部書記局会議
- 6月27日 10時15分 地裁502
- しらゆり解雇撤回裁判第

職場からの排除攻撃を許さない

丈夫屋の闘いに注目を!

川崎と横浜に十数店舗 求全部認諾」で裁判を終の調剤薬局と在宅看護をわらせ、未払い賃金の支展開する有限会社丈夫屋 払いもせぬまま、その場で3月19日からの出勤を命じました。

2月1日にAさんを解雇しました。地位確認(解雇撤回) 裁判で、全面敗訴を自覚した会社は、2018年3月15日の和解協議のなかで、突如「請

会社は4月2日の団交で、会社は4月2日からの出勤、賃金の約4割カット等の労働条件を提示し、一歩も譲らぬ姿勢に終始しました。組合は労働条件継続交渉を条件に、「異議を留めて就労を合意」しました。

しかし4月2日以降職場では、取締役のパワハラ、職場ぐるみの嫌がらせが継続し、その結果Aさんは短期間で適応障害を発し、休業せざるを得なくなり、団交は3回開催されたが不誠実な上、4回目は拒否、組合は9月7日に不当労働申し立てを行いました。9月26日には労災申請、本年3月1日却下に12日審査請求し、また裁判結果の賞与不支給に關して労働審判一本裁判を闘っています。

今後6月解雇攻撃も予測されるなか、現在各領域の闘いを、職場復帰のための闘いに集約させていく努力を進めています。丈夫屋の闘いに注目とご支援をお願いします。

小田原東郵便局セクハラ労災裁判 最高裁上告棄却弾劾!

#MeToo #TimesUp

小田原東郵便局で発生した、男性から男性へのセクハラに関する労災認定の闘いは、事件発生から7年半後の本年4月26日に、最高裁の上告棄却で業務外認定の不当判決が確定して、労災認定一國を相手とした裁判は終結となりました。この間穂積弁護士と主治医の奮闘、そして多くの皆さんのご支援を受けて、男性から男性へのセクハラ被害の深刻さに関して、国内外の論文を読み解き、新たな領域に踏み込むという意義があったと思います。性的マイノリ

ティを含むすべての人を守るためにも、同性間のセクハラ問題の解決は不可欠な課題です。

「認定まであと一歩」まで迫った高裁判決故に、最高裁での逆転勝利判決への期待が強かったが、時代に対応できない司法機構の壁、を越えることができませんでした。

労基署から最高裁までの闘いを踏まえて、今後は「働きやすい職場の実現」と社会的な差別と闘う諸団体との連携に、この7年半の闘いを引き継いでいく決意です。

追って報告集会を持ちたいと思います。この間のご支援、ありがとうございました。

荻原、共闘と

「認定まであと一歩」まで迫った高裁判決故に、最高裁での逆転勝利判決への期待が強かったが、時代に対応できない司法機構の壁、を越えることができませんでした。

その後、映画プロデューサーによるセクシヤル・ハラスメントの告発をきっかけに、世界中に「MeToo」として広まりました。今日では「#MeToo」として、職場での差別、ハラスメント、虐待を撲滅する運動に繋がっています。

当該からの挨拶

小田原東郵便局におけるセクハラ労災裁判に対し、東京高裁に続き、最高裁判断でも平成31年4月26日、原告の上告を棄却する、との不当判決が言い渡されました。

これで判決が確定となり、平成25年7月31日に小田原労働基準監督署が労災不認定の決定を出してから約6年に渡る闘いが終結しました。この件は、身体的接触が継続して行われたため心理的負荷が強く、もし被害者が女性とするならば、業務起因性は間違いなく認められるはずの案件ですが、裁判所には認められなかったことは出来ませんでした。決定的な証拠が無かったことも大きな敗因の一つだと思われませんが、被害者が男性であるが故に、大したことはないと言わんばかりの差別的な解釈でもあります。

しかしながら、判決が確定してしまいましたので、これからは同じような件で苦しんでいる方たちのために社会活動として提起し、次に繋がっていきたいと思います。

今まで多くの方々にご支援を賜りまして、本当にありがとうございました。(龍山)

ドキドキの冒頭陳述!

しらゆり歯科懲戒解雇撤回裁判が始まる



5月16日、しらゆり歯科医院で働き、衛生環境改善に仲間と共に取り組んでいた組合員2名への、不当な懲戒解雇の撤回を求めた第1回裁判が始まりました。午後1時20分開始の公判に原告側は欠席したが、解雇された組合員2名は冒頭陳述を行ないました。

陳述は、①患者さんが歯科医院で安心して診療を受けるためには、衛生・安全面で協力し、技術向上に努める事が大事、技術向上に努めてきたこと。②治療の衛生環境の向上、改善に努めたこと。③懲戒解雇といわれたのは心外であること。④懲戒解雇といわれるよ

うなことをした覚えは一切ないこと。⑤職場に戻って患者さんの役に立ちたいこと。など短い時間ではあったが、傍聴者と裁判官の前に陳述しました。傍聴席からは拍手が起りました。その後、次回期日を確認し公判は終了しました。

公判終了後の報告会で、会社側代理人が法廷に出席していない理由や、会社答弁書はわずか2ページで、具体的内容には触れておらず、次回期日麻酔には会社側の準備書面で具体的な懲戒事実を明らかにしてくるとの報告もありました。最後に原告2名から、「裁判所に初めて来て、裁判官の前で陳述をした、ドキドキものでした。」と挨拶。

いよいよ懲戒解雇撤回裁判が始まりました。歯科医院の理由も手続きもデタラメな懲戒解雇を許すことはできません。次回期日は、6月27日10時15分502号法廷です。ご支援よろしく願います。